

事業主各位

新潟県農業団体健康保険組合
<公印省略>

被扶養者（異動）届の提出について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より健康保険組合の事業運営に、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被扶養者（異動）届の提出につきまして、下記のとおり取扱いを統一いたしますので、ご確認のうえ、適切な手続きをお願いいたします。

記

1. 提出期限について

- ・被扶養者に関する異動が生じた場合は、**原則として事実発生日から5日以内**に被扶養者（異動）届を提出してください。
- ・**事実発生日から1ヵ月以内の申請であれば遡及認定が可能**ですので、速やかな提出をお願いいたします。
- ・**1ヵ月を超えて被扶養者（異動）届が提出された場合は、原則として受付日での認定**となります。

2. 新生児の申請について

- ・新生児の被扶養者認定については、1ヵ月を超える申請であっても、やむを得ない理由が当組合で認められる場合に限り、出生日に遡及して認定することが可能です。

3. 添付書類の提出期限について

- ・被扶養者（異動）届に必要な添付書類を当組合より依頼した場合は、**当組合が依頼した日から1ヵ月以内**にご提出ください。
- ・1ヵ月を超えて提出された場合は、**すべての書類が揃った日を認定日**として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

4. 取扱い開始日およびFAXでの仮受付の廃止について

- ・本通知に記載の取扱いは、本書面到着日より適用いたします。
- ・これに伴い、従来実施しておりました**FAXによる仮受付は廃止**いたします。
- ・なお、現在すでにFAXにて仮受付済みの届出につきましては有効といたしますので、速やかに原本をご送付くださいますようお願いいたします。

5. 事業所における周知徹底について

- ・被扶養者認定に関する届出遅延が増加しております。
つきましては、各事業所におかれましても、被保険者の皆さまへ本取扱い内容を改めて周知いただき、速やかな届出が行われるようご協力のほどお願いいたします。

以上